

九州運輸局発注者綱紀保持委員会  
第 2 回 定 例 会 議 審 議 概 要

開催日及び場所	平成26年8月22日（金）九州運輸局会議室（持ち回り開催）
委 員	委員長 竹田 浩三（九州運輸局長） 副委員長 久保田 秀夫（九州運輸局次長） 委員 井上 圭二（久留米大学 文学部特任教授） 委員 有田 謙司（西南学院大学 法学部教授） 委員 濱口 正人（九州地方交通審議会船員部会長） 委員 山口 茂樹（総務部長） 委員 三浦 俊一（自動車技術安全部長）（敬称略）

定例会議議事概要

委 員	九 州 運 輸 局
1. 九州運輸局発注者綱紀保持規程（案）について 2. 九州運輸局発注者綱紀保持マニュアル（案）について	
◎ 規程第2条（定義）について  ○ 不当な働きかけとは、具体的にどのような行為をいうのですか。	○ マニュアル第2条第6項の補足に典型例を示しています。 例えば、「特定の事業者と随意契約するよう要求してくる行為。」「予定価格を教えるよう要求してくる行為。」「一般競争入札において、競争参加資格確認申請書を提出した業者名を教えるよう要求してくる行為。」など、6例を示しています。判断に迷った場合は、発注者綱紀保持担当者に相談することと規定しています。
◎ 規程第6条（報告等）について  ○ 規程第6条において、不当な働きかけがあった場合に速やかに報告することとされていますが、これは義務となりますか。	○ 九州運輸局の職員は、この規定に抵触すると思料する事実を確認、又は通報を受けた場合は、発注者綱紀保持担当者に報告することが義務となります。

<p>○ 不当な働きかけの報告が義務となるのであれば、個人の判断で報告しなかった場合に処分の対象となりうる可能性があるため、具体化した資料等の作成が必要ではないでしょうか。トラブルが生じる懸念があるため、確認したい。</p> <p>○ 職員は、この規程に抵触すると思われる事実を確認したときは報告するようになっています。ファックスについては、誤送信の問題があるため、報告方法から除外されましたが、同様にメールでの報告はいかがでしょうか。 メールの場合は、ファックスの場合と異なり、複数の者への一括送信が懸念されます。</p>	<p>○ 九州運輸局においては、会計業務に携わる者が会計課職員のみであること、また、事業者との応対も受付カウンター・打合せコーナーを使用するなど、会計課の配置により不当な働きかけがあった場合には、会計課内で確認できる環境であり、かつ、複数の職員で対応することにより、今回設定されるマニュアルで対応できるものとしています。</p> <p>○ 報告方法については第1回目の委員会開催当時より議論されていましたが、業務内容により持参・郵送のみでは対応できないもので、メールでの報告は外部的なセキュリティは問題ありませんが、誤送信については十分注意して行うこととして対応の範囲として残したものです。 メールへの対応は、実施していくなかで誤送信などへの対応を補足してゆくこととします。</p>
<p>4. 発注者綱紀保持研修等の実施方針について</p> <p>5. 発注者綱紀保持対策の競争参加者への周知方針（案）について</p>	
<p>○ 特になし。</p>	

九州運輸局発注者綱紀保持委員会 外部委員名簿

	氏 名	役 職
外部委員	井 上 圭 二	久留米大学文学部特任教授
外部委員	有 田 謙 司	西南学院大学法学部教授
外部委員	濱 口 正 人	九州地方交通審議会船員部会長